

## 《一時預かり事業とは》

一時預かり事業は、国の子育て支援事業の一つです。就労や保護者の方のご病気や心身のリフレッシュなどのために、一時的にお子様の保育が必要な場合にご利用いただけるシステムです。ご利用の場合下記の通り登録が必要です。

## 《ご利用になるには》

- ① **登録をする** 「一時預かり登録・利用申込書」（園の事務所にあります）に必要事項（面接）を記入、捺印の上、園（事務所）に提出してください。  
ご家庭でのお子さんの様子をお伺いしますので、出来るだけお子様と一緒に園にお越しください。
- ② **予約をする** 前日までに園に電話等で予約をしてください。  
（あやの台チルドレンセンター TEL0736-34-7870）  
ご予約が入っている場合等受入れが出来ないこともあります。
- ③ **来園する** 「デイリーレポート」に当日朝のお子様の様子をご記入いただき、受入れの際にお渡しください。
- ④ **お迎え** 利用料は必ず当日にお支払いください。  
（おつりの無いようにお願いします）



◎予約の取り消し、時間の変更等は速やかに連絡してください。（当日、AM9:00 まで）

※ “紀州 3 人っ子”（子育て支援）・・・小学生以下のお子様を 3 人以上養育している方が一時保育等を利用した場合、年間 15000 円を限度として市より利用料の補助があります。  
詳しくはお尋ねください。